

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令 参照条文 目次

【法律】

- 一 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号）（抄） 1
- 二 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十二号）（抄） 5

【政令】

- 三 地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十六年政令第二百八十七号）（抄） 10
- 四 地方公務員等共済組合法による再評価率の改定等に関する政令（平成十七年政令第八十三号） 18

一 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号）（抄）

附 則

第十一条 法による年金である給付の額については、前条第一項の規定により算定した金額が次の各号の規定による金額を合算して得た金額に従前額改定率を乗じて得た金額に満たないとき（法第百二条第一項、第百三条第一項及び第二項、第百四条第一項並びに附則第二十四条第一項（法附則第二十四条の二第四項及び附則第二十六条第五項においてその例による場合を含む。）の規定によりその額が算定される年金である給付にあつては、それぞれ前条第一項及び第五項の規定により算定した金額の合算額が次の各号の規定による金額を合算して得た金額と第五項各号の規定による金額を合算して得た金額の合算額に従前額改定率を乗じて得た金額に満たないとき）は、前条第一項の規定にかかわらず、次の各号の規定による金額を合算して得た金額に従前額改定率を乗じて得た金額を、同項の規定による金額とする。

一 平成十五年四月一日前の組合員期間を基礎として第二条の規定による改正前の法第四十四条第二項、第一条の規定による改正前の法第七十九条第一項、第八十七条第一項及び第二項、附則第十四条の八並びに附則第二十条の二第二項第二号及び第三号並びに第三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第十五条及び附則別表第三の規定又は平成十六年改正法第四条の規定による改正後の法第九十九条の二第一項から第三項までの規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額

二 平成十五年四月一日以後の組合員期間を基礎として法第四十四条第二項、第七十九条第一項、第八十七条第一項及び第二項、第九十九条の二第一項から第三項まで並びに附則第二十条の二第二項第二号及び第三号並びに昭和六十年改正法附則第十五条及び附則別表第三の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額

2 組合員期間の全部が平成十五年四月一日以後であるときは、法第四十四条第二項、第七十九条第一項、第八十七条第一項及び第二項（昭和六十年改正法附則第八十八条第二項においてその例による場合を含む。）、第九十九条の二第一項から第三項まで（昭和六十年改正法附則第三十条第一項及び第二項においてその例による場合を含む。）並びに附則第二十条の二第二項第二号及び第三号（法附則第二十条の三第一項及び第四項、附則第二十五条の二第二項、附則第二十五条の三第二項及び第五項、附則第二十五条の四第二項及び第五項並びに附則第二十六条第五項並びに昭和六十年改正法附則第四百四条第二項においてその例による場合を含む。）の規定により算定した金額が、前項第二号の規定の例により算定される額に従前額改定率を乗じて得た金額に満たないときは、これらの規定にかかわらず、当該金額をこれらの規定に定める金額とする。

3 第一項第一号の規定による金額を算定する場合においては、第二条の規定による改正前の法第四十四条第二項中「組合員期間」とあるのは「組合員期間（平成十五年四月前の期間に限る。以下「基準日前組合員期間」という。）」と、「当該期間」とあるのは「当該基準日前組合員期間」と、第一条の規定による改正前の法第七十九条第一項各号中「組合員期間の月数」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、第八十七条第一項各号及び第二項第一号中「組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、

るときは、三百月」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同条第二項第一号中「千分の五・四八一」とあるのは「千分の五・七六九」と、「組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同項第二号中「百分の十四・六一五」とあるのは「百分の十五・三八五」と、「百分の二十一・九二三」とあるのは「百分の二十三・〇七七」と、「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と、「加えた額」とあるのは「加えた額」に、基準日後組合員期間の月数を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た額」と、第九十九条の第二項第一号イ(1)中「千分の五・四八一」とあるのは「千分の五・七六九」と、「組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同号イ(2)中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と、「組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同号ロ(1)中「千分の五・四八一」とあるのは「千分の五・七六九」と、「組合員期間」とあるのは「基準日後組合員期間」と、同号ロ(2)(i)中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と、「組合員期間」とあるのは「基準日後組合員期間」と、同号ロ(2)(ii)中「千分の〇・五四八」とあるのは「千分の〇・五七七」と、「組合員期間」とあるのは「基準日後組合員期間」と、附則第二十条の第二項第二号中「千分の五・四八一」とあるのは「千分の五・七六九」と、「組合員期間の月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同項第三号イ中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と、「組合員期間の月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同号ロ中「千分の〇・五四八」とあるのは「千分の〇・五七七」と、「組合員期間の月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」とする。

5 法による年金である給付の額については、法第百二条第一項、第百三条第一項及び第二項、第百四条第一項並びに附則第二十四条第一項（法附則第二十四条の第二項及び附則第二十六条第五項においてその例による場合を含む。）の規定によりその額が算定される年金である給付にあっては、それぞれ前条第一項及び第五項の規定により算定した金額の合算額が第一項各号の規定による金額を合算して得た金額と次の各号の規定による金額を合算して得た金額の合算額に従前額改定率を乗じて得た金額に満たないときは、同条第五項の規定にかかわらず、次の各号の規定による金額を合算して得た金額に従前額改定率を乗じて得た金額を、同項の規定による金額とする。

一 平成十五年四月一日前の地方公共団体の長であった期間を基礎として第一条の規定による改正前の法第百二条第一項、第百三条第一項及び第二項、第百四条第一項、附則第十四条の八並びに附則第二十四条第一項の規定を適用したとしたならばこれらの規定により加算される金額
二 平成十五年四月一日以後の地方公共団体の長であった期間を基礎として法第百二条第一項、第百三条第一項及び第二項、第百四条第一項並びに附則第二十四条第一項の規定を適用したとしたならばこれらの規定により加算される金額

6 地方公共団体の長であった期間の全部が平成十五年四月一日以後であるときは、法第百二条第一項、第百三条第一項及び第二項、第百四条第一項並びに附則第二十四条第一項（法附則第二十四条の第二項及び附則第二十六条第五項においてその例による場合を含む。）の規定により加算される金額が、前項第二号の規定の例により加算される金額に従前額改定率を乗じて得た金額に満たないときは、これらの規定にかかわらず、当該金額をこれらの規定に定める金額とする。

7 第五項第一号の規定による金額を算定する場合においては、第一条の規定による改正前の法第百二条第一項中「地方公共団体の長であった期間

の」とあるのは「地方公共団体の長であつた期間（平成十五年四月前の期間に限る。以下「基準日前期間」という。）の」と、「当該期間」とあるのは「当該基準日前期間」と、「相当する金額」とあるのは「相当する金額に、基準日前期間の月数を地方公共団体の長であつた期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」と、第百三条第一項及び第二項並びに第百四条第一項中「相当する金額を」とあるのは「相当する金額に、基準日前期間の月数を地方公共団体の長であつた期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額を」と、附則第十四条の八中「次の表」とあるのは「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号）附則別表」と、「組合員期間」とあるのは「基準日前期間」と、「第百二条第一項」とあるのは「同法附則第十一条第五項の規定により読み替えられた第百二条第一項」と、「附則第十四条の八の表」とあるのは「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十二号）第十三条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号）附則別表」と、附則第二十四条第一項中「相当する金額」とあるのは「相当する金額に、基準日前期間の月数を地方公共団体の長であつた期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」とする。

8 第五項第二号又は第六項の規定による金額を算定する場合には、法第百二条第一項中「である者」とあるのは「であり、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十二号）第十三条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号）附則別表の上欄に掲げる期間に係る組合員期間を有する受給権者」と、「地方公共団体の長であつた期間の」とあるのは「地方公共団体の長であつた期間（平成十五年四月以後の期間に限る。以下「基準日後期間」という。）の」と、「給料の額に再評価率」とあるのは「給料の額に再評価率（その月が属する同表の上欄に掲げる期間の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる率をいう。以下この項において同じ。）」と、「当該期間」とあるのは「当該基準日後期間」と、「百分の四十三・八四六に相当する金額」とあるのは「百分の四十六・一五四に相当する金額に、基準日後期間の月数を地方公共団体の長であつた期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」と、第百三条第一項及び第二項並びに第百四条第一項中「百分の四十三・八四六」とあるのは「百分の四十六・一五四」と、「相当する金額を」とあるのは「相当する金額に、基準日後期間の月数を地方公共団体の長であつた期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額を」と、附則第二十四条第一項中「百分の四十三・八四六に相当する金額」とあるのは「百分の四十六・一五四に相当する金額に、基準日後期間の月数を地方公共団体の長であつた期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」とする。

9 平成十六年度における第一項、第二項、第五項及び第六項の従前額改定率は、一・〇〇一とする。

10 第一項、第二項、第五項及び第六項の従前額改定率は、毎年度、法第四十四条の三第一項又は第三項（法第四十四条の四第一項に規定する調整期間にあつては、法第四十四条の五第一項又は第四項）の規定の例により改定する。

11 前項の規定による従前額改定率の改定の措置は、政令で定める。

12 前各項に定めるもののほか、平成十五年以後における法の長期給付に関する規定等の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

二 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十二号）（抄）

附 則

（法による年金である給付の額の算定に関する経過措置）

第四条 平成二十六年年度までの各年度における法による年金である給付については、第一条の規定による改正後の法（第十三条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号。以下「平成十二年改正法」という。）の規定により読み替えられた第一条の規定による改正後の法を含む。）又は第八条の規定による改正後の昭和六十年改正法の規定（他の法令において引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下この項において「改正後の地共済法等の規定」という。）により算定した金額が、次項の規定により読み替えられた第一条の規定による改正前の法（第十三条の規定による改正前の平成十二年改正法の規定により読み替えられた第一条の規定による改正前の法を含む。）又は第八条の規定による改正前の昭和六十年改正法の規定（他の法令において引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下この項において「改正前の地共済法等の規定」という。）により算定した金額に満たないときは、改正前の地共済法等の規定はなおその効力を有するものとし、改正後の地共済法等の規定にかかわらず、当該金額を法による年金である給付の金額とする。

2 前項の場合において、次の表の第一欄に掲げる法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な読み替へは、政令で定める。

一 第一条の規定による改正前の法	第八十条第二項	千四百円	二十万三千四百円に〇・九八八（第七十四条の二第一項に規定する物価指数が平成十五年（この項の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年）の当該物価指数を下回るに至つた場合においては、その翌年の四月以後、〇・九八八（この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率とする。以下同じ。）を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）
第八十七条第三項	六十万三	七万七千 百円	六十万三千二百円に〇・九八八を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数

<p>二 第八条の規定による改正前の昭和六十年改正法</p>	<p>附則第二十条の二第二項第一号</p>	<p>千二百円</p>	<p>あるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)</p>
<p>第八十七条第四項第一号</p>	<p>四百二十 七万六千 六百円</p>	<p>四百二十 七万六千 六百円</p>	<p>あるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)</p>
<p>第八十七条第四項第二号</p>	<p>二百六十 四万四千 百円</p>	<p>二百六十 四万四千 百円</p>	<p>あるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)</p>
<p>第八十七条第四項第三号</p>	<p>二百三十 八万九千 九百円</p>	<p>二百三十 八万九千 九百円</p>	<p>あるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)</p>
<p>第八十八条第三項</p>	<p>二十三万 千四百円</p>	<p>二十三万 千四百円</p>	<p>あるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)</p>
<p>第九十九条の二第三項</p>	<p>百六万九 千百円</p>	<p>百六万九 千百円</p>	<p>あるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)</p>
<p>第九十九条の三</p>	<p>六十万三 千二百円</p>	<p>六十万三 千二百円</p>	<p>あるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)</p>
<p>附則第二十条の二第二項第一号</p>	<p>乗じて得 た額</p>	<p>乗じて得 た額</p>	<p>乗じて得た額に○・九八八を乗じて得た額</p>
<p>二 第八条の規定による改正前の昭和六十年改正法</p>	<p>附則第十六条第一項第一号</p>	<p>乗じて得 た額</p>	<p>乗じて得た額に○・九八八(物価指数が平成十五年(この号の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年)の物価指数を下回るに至った場合においては、その翌年の四月以後、○・九八八(この号の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率)にその低下し</p>

		<p>乗じて得た額</p>	<p>た比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率とする。以下同じ。)を乗じて得た額</p>
<p>附則第十六条第四項</p>	<p>乗じて得た額</p>	<p>乗じて得た額</p>	<p>乗じて得た額に〇・九八八を乗じて得た額</p>
<p>附則第十七条第二項第一号</p>	<p>三万四千百円</p>	<p>三万四千百円に〇・九八八を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)</p>	<p>三万四千百円に〇・九八八を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)</p>
<p>附則第十七条第二項第二号</p>	<p>六万八千三百円</p>	<p>六万八千三百円に〇・九八八を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)</p>	<p>六万八千三百円に〇・九八八を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)</p>
<p>附則第十七条第二項第三号</p>	<p>十万二千五百円</p>	<p>十万二千五百円に〇・九八八を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)</p>	<p>十万二千五百円に〇・九八八を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)</p>
<p>附則第十七条第二項第四号</p>	<p>十三万六千六百円</p>	<p>十三万六千六百円に〇・九八八を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)</p>	<p>十三万六千六百円に〇・九八八を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)</p>
<p>附則第十七条第二項第五号</p>	<p>十七万七七百円</p>	<p>十七万七七百円に〇・九八八を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)</p>	<p>十七万七七百円に〇・九八八を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)</p>
<p>三 第十三条の規定による改正前の平成十二年改正法附則第十条第二項若しくは第三項又は附則第十一条第二項若しくは第三項</p>	<p>第七十九条第一項第一号</p>	<p>乗じて得た額</p>	<p>乗じて得た額に〇・九八八(第七十四条の二第一項に規定する物価指数が平成十五年(この号の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年)の当該物価指数を下回るに至った場合においては、その翌年の四月以後、〇・九八八(この号の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率)にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率とする。以下同じ。)を乗じて得た額</p>
<p>第七十九条第一項第二</p>	<p>乗じて得</p>	<p>乗じて得た額に〇・九八八を乗じて得た額</p>	<p>乗じて得た額に〇・九八八を乗じて得た額</p>

<p>の規定により読み替えられた第一条の規定による改正前の法</p>	<p>号並びに第八十七条第一項及び第二項第一号 第八十七条第二項第二号 第九十九条の二第一項及び第二項並びに附則第二十条の二第二項第二号及び第三号</p>	<p>た額 加えた額 乗じて得た額</p>	<p>加えた額)に〇・九八八を乗じて得た額 乗じて得た額に〇・九八八を乗じて得た額</p>
<p>四 第十三条の規定による改正前の平成十二年改正法附則第十条第五項若しくは第六項又は第十一条第五項若しくは第六項の規定により読み替えられた第一条の規定による改正前の法</p>	<p>第二百二条第一項 第二百三条第一項及び第二項 第四百四条第一項 附則第二十四条第一項</p>	<p>相当する金額 相当する金額 相当する金額 相当する金額</p>	<p>相当する金額に〇・九八八(第七十四条の二第一項に規定する物価指数が平成十五年(この項の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年)の当該物価指数を下回るに至つた場合においては、その翌年の四月以後、〇・九八八(この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率)にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率とする。以下同じ。)を乗じて得た金額 相当する金額に〇・九八八を乗じて得た金額 相当する金額に〇・九八八を乗じて得た金額 相当する金額に〇・九八八を乗じて得た金額</p>

(平成二十五年度及び平成二十六年年度における法による年金である給付の額の算定に関する経過措置の特例)

第四条の二 平成二十五年度及び平成二十六年年度の各年度における前条の規定の適用については、同条第一項中「次項の規定」とあるのは「次項の規定により読み替えられた次項の規定」と、同条第二項の表第四欄中「〇・九八八(第七十四条の二第一項に規定する物価指数が平成十五年(この項の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年)の当該物価指数を下回るに至つた場合においては、その翌年の四月以後、〇・九八八(この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率)にその低下した比率」とあるのは「〇・九七八(当

該年度の改定率（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百号）第一条の規定による改正後の国民年金法第二十七条に規定する改定率をいう。）の改定の基準となる率に〇・九九〇を乗じて得た率として政令で定める率が一を下回る場合においては、当該年度の四月以後、〇・九七八（この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）に当該政令で定める率」と、「〇・九七八を」とあるのは「〇・九七八（この号の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年）の物価指数を下回るに至つた場合においては、その翌年の四月以後、〇・九七八（この号の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）にその低下した比率」とあるのは「〇・九七八（当該年度の改定率（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百号）第一条の規定による改正後の国民年金法第二十七条に規定する改定率をいう。）の改定の基準となる率に〇・九九〇を乗じて得た率として政令で定める率が一を下回る場合においては、当該年度の四月以後、〇・九七八（この号の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）に当該政令で定める率」と、「〇・九七八（第七十四条の二第一項に規定する物価指数が平成十五年（この号の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年）の当該物価指数を下回るに至つた場合においては、その翌年の四月以後、〇・九七八（この号の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）にその低下した比率」とあるのは「〇・九七八（当該年度の改定率（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百号）第一条の規定による改正後の国民年金法第二十七条に規定する改定率をいう。）の改定の基準となる率に〇・九九〇を乗じて得た率として政令で定める率が一を下回る場合においては、当該年度の四月以後、〇・九七八（この号の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）に当該政令で定める率」とする。

（その他の経過措置の政令への委任）

第二十四条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

三 地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十六年政令第二百八十七号）（抄）

附 則

（平成二十六年四月以後の月分の法による年金である給付の額の算定に関する経過措置についての読替え等）

第二条 平成二十六年四月以後の月分の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百二十二号。以下「法」という。）による年金である給付に
ついて地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十二号。以下「平成十六年改正法」という。）附則第四条の二の
規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第四条第一項の規定を適用する場合には、同条第二項の規定によるほか、次の表の第一欄
に掲げる法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>一 平成十六年改正法第一 条の規定による改正前の 法</p>	<p>附則第二十条の二第二項 第一号</p>	<p>四百四十四月</p>	<p>四百八十月</p>										
	<p>附則別表第四各号</p>	<p>平成十年四月以 後 ○・九八〇</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="727 1480 874 1697">平成十年四月 から平成十七 年三月まで</td> <td data-bbox="727 1697 874 2060">○・九八〇</td> </tr> <tr> <td data-bbox="580 1480 727 1697">平成十七年四 月から平成十 八年三月まで</td> <td data-bbox="580 1697 727 2060">○・九八七</td> </tr> <tr> <td data-bbox="434 1480 580 1697">平成十八年四 月から平成十 九年三月まで</td> <td data-bbox="434 1697 580 2060">○・九九〇</td> </tr> <tr> <td data-bbox="287 1480 434 1697">平成十九年四 月から平成二 十一年三月ま で</td> <td data-bbox="287 1697 434 2060">○・九八八</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 1480 287 1697">平成二十一年</td> <td data-bbox="197 1697 287 2060">○・九七七</td> </tr> </table>	平成十年四月 から平成十七 年三月まで	○・九八〇	平成十七年四 月から平成十 八年三月まで	○・九八七	平成十八年四 月から平成十 九年三月まで	○・九九〇	平成十九年四 月から平成二 十一年三月ま で	○・九八八	平成二十一年	○・九七七
平成十年四月 から平成十七 年三月まで	○・九八〇												
平成十七年四 月から平成十 八年三月まで	○・九八七												
平成十八年四 月から平成十 九年三月まで	○・九九〇												
平成十九年四 月から平成二 十一年三月ま で	○・九八八												
平成二十一年	○・九七七												

<p>三 平成十六年改正法第八 百五十三号)</p>	<p>二 平成十六年改正法第六 条の規定による改正前の 地方公務員等共済組合法 の長期給付に関する施行 法（昭和三十七年法律第 百五十三号）</p>											
<p>附則第十六条第一項第一</p>	<p>第十三条第一項</p>											
<p>四百四十四月</p>	<p>三十七年</p>											
<p>四百八十月</p>	<p>四十年</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="520 1507 735 1697"> <p>平成二十六年 四月から平成 二十七年三月 まで</p> </td> <td data-bbox="735 1507 927 1697"> <p>平成二十四年 四月から平成 二十六年三月 まで</p> </td> <td data-bbox="927 1507 1118 1697"> <p>平成二十三年 四月から平成 二十四年三月 まで</p> </td> <td data-bbox="1118 1507 1310 1697"> <p>平成二十二年 四月から平成 二十三年三月 まで</p> </td> <td data-bbox="1310 1507 1444 1697"> <p>平成二十二年 四月から平成 二十二年三月 まで</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="520 1697 735 1977"> <p>〇・九九六</p> </td> <td data-bbox="735 1697 927 1977"> <p>一・〇〇一</p> </td> <td data-bbox="927 1697 1118 1977"> <p>〇・九九八</p> </td> <td data-bbox="1118 1697 1310 1977"> <p>〇・九九一</p> </td> <td data-bbox="1310 1697 1444 1977"></td> </tr> </table>	<p>平成二十六年 四月から平成 二十七年三月 まで</p>	<p>平成二十四年 四月から平成 二十六年三月 まで</p>	<p>平成二十三年 四月から平成 二十四年三月 まで</p>	<p>平成二十二年 四月から平成 二十三年三月 まで</p>	<p>平成二十二年 四月から平成 二十二年三月 まで</p>	<p>〇・九九六</p>	<p>一・〇〇一</p>	<p>〇・九九八</p>	<p>〇・九九一</p>	
<p>平成二十六年 四月から平成 二十七年三月 まで</p>	<p>平成二十四年 四月から平成 二十六年三月 まで</p>	<p>平成二十三年 四月から平成 二十四年三月 まで</p>	<p>平成二十二年 四月から平成 二十三年三月 まで</p>	<p>平成二十二年 四月から平成 二十二年三月 まで</p>								
<p>〇・九九六</p>	<p>一・〇〇一</p>	<p>〇・九九八</p>	<p>〇・九九一</p>									

2 平成二十六年四月以後の月分の法による年金である給付について平成十六年改正法附則第四条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第四条第一項の規定を適用する場合において、平成十四年一月以後の組合員期間があるときは、同条第二項（同項の表第三号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、次の表の第一欄に掲げる法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

		六十万三千二百円	額に〇・九八〇を乗じて得た金額とし、平成二十三年一月以後の組合員期間があるとき（平成二十二年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその金額に〇・九八三を乗じて得た金額とする。）
<p>平成十六年改正法第十三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号。第五項において「改正前の平成十二年改正法」という。）附則第十条第二項若しくは第三項又は第十一条第二項若しくは第三項の規定により読み替えられた平成十六年改正法第一条の規定による改正前の法</p>	<p>第七十九条第一項第一号並びに第二号イ及びロ、第八十七条第一項各号及び第二項第一号、第九十条の二第一項第一号イ及びロ並びに第二号イ並びに第二項各号並びに附則第二十条の二第二項第二号並びに第三号イ及びロ</p>	<p>乗じて得た金額</p>	<p>乗じて得た額（平成十三年十二月以前の組合員期間があるときはその額に〇・九六一を乗じて得た額とし、平成十四年十二月以前の組合員期間があるとき（平成十三年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその額に〇・九七〇を乗じて得た額とし、平成十六年十二月以前の組合員期間があるとき（平成十四年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその額に〇・九七六を乗じて得た額とし、平成二十二年十二月以前の組合員期間があるとき（平成二十一年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその額に〇・九八〇を乗じて得た額とし、</p>

	<p>第八十七条第二項第二号</p> <p>加えた金額</p>
<p>附則第十四条の八</p> <p>地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号）</p> <p>地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第三百二十二号）第</p>	<p>平成二十三年一月以後の組合員期間があるとき（平成二十二年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその額に〇・九八三を乗じて得た額とする。）</p> <p>加えた額）（平成十三年十二月以前の組合員期間があるときはその額に〇・九六一を乗じて得た額とし、平成十四年十二月以前の組合員期間があるとき（平成十三年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその額に〇・九七〇を乗じて得た額とし、平成十六年十二月以前の組合員期間があるとき（平成十四年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその額に〇・九七三を乗じて得た額とし、平成二十一年十二月以前の組合員期間があるとき（平成十六年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその額に〇・九七六を乗じて得た額とし、平成二十二年十二月以前の組合員期間があるとき（平成二十一年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその額に〇・九八〇を乗じて得た額とし、平成二十三年一月以後の組合員期間があるとき（平成二十二年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその額に〇・九八三を乗じて得た額とする。）</p>

附則別表

十三条の規定による改正後の地方公務員等
共済組合法等の一部を改正する法律（平成
十二年法律第二十二号）附則別表

- 3 平成二十六年四月以後の月分の平成十六年改正法附則第四条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第四条第一項の規定を適用する場合における平成十六年改正法第一条の規定による改正前の法（以下この条において「改正前の法」という。）第九十五条に規定する公務等による障害共済年金について同条の規定により支給を停止する金額を算定する場合においては、改正前の平成十五年改正政令附則第六条第二項若しくは第三項又は第七条第二項若しくは第三項の規定により読み替えられた改正前の法第九十五条中「乗じて得た金額（当該障害共済年金の額が第七十四条の二の規定により改定された場合には、当該改定の措置に準じて政令で定めるところにより当該金額を改定した金額）」とあるのは、「乗じて得た金額（平成十三年十二月以前の組合員期間があるときはその金額に〇・九六一を乗じて得た金額とし、平成十四年十二月以前の組合員期間があるとき（平成十三年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその金額に〇・九七〇を乗じて得た金額とし、平成十六年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその金額に〇・九七三を乗じて得た金額とし、平成二十一年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその金額に〇・九七六を乗じて得た金額とし、平成二十二年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその金額に〇・九八〇を乗じて得た金額とし、平成二十三年一月以後の組合員期間があるとき（平成二十二年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその金額に〇・九八三を乗じて得た金額とする。」とする。
- 4 平成二十六年四月以後の月分の平成十六年改正法附則第四条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第四条第一項の規定を適用する場合における改正前の法第九十九条の二第二項に規定する公務等による遺族共済年金について改正前の法第九十九条の八の規定により支給を停止する金額を算定する場合には、改正前の平成十五年改正政令附則第八条第二項若しくは第三項又は第九条第二項若しくは第三項の規定により読み替えられた改正前の法第九十九条の八中「乗じて得た金額（当該遺族共済年金の額が第七十四条の二の規定により改定された場合には、当該改定の措置に準じて政令で定めるところにより当該金額を改定した金額）」とあるのは、「乗じて得た金額（平成十三年十二月以前の組合員期間があるときはその金額に〇・九六一を乗じて得た金額とし、平成十四年十二月以前の組合員期間があるとき（平成十三年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその金額に〇・九七〇を乗じて得た金額とし、平成十六年十二月以前の組合員期間があるとき（平成十四年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその金額に〇・九七三を乗じて得た金額とし、平成二十一年十二月以前の組合員期間があるとき（平成二十二年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその金額に〇・九七六を乗じて得た金額とし、平成二十二年十二月以前の組合員期間があるとき（平成二十一年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその金額に〇・九八〇を乗じて得た金額とし、平成二十三年一月以後の組合員期間があるとき（平成二十二年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその金額に〇・九八三を乗じて得た金額とする。」とする。
- 5 平成二十六年四月以後の月分の法による年金である給付について平成十六年改正法附則第四条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正

法附則第四条第一項の規定を適用する場合における同条第二項の規定により読み替えられた改正前の法第八十条第二項、改正前の昭和六十年改正法附則第十六条第一項第一号、改正前の平成十二年改正法附則第十条第二項若しくは第三項又は第十一条第二項若しくは第三項の規定により読み替えられた改正前の法第七十九条第一項第一号及び改正前の平成十二年改正法附則第十条第五項若しくは第六項又は第十一条第五項若しくは第六項の規定により読み替えられた改正前の法第二百二条第一項に規定する当該年度の国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第二十七条に規定する改定率の改定の基準となる率に〇・九九〇を乗じて得た率として政令で定める率は〇・九九三とし、これらの規定に規定する当該改定後の率（〇・九六八）に当該政令で定める率を乗じて得た率を基準として政令で定める率は〇・九六一とする。

6 平成十九年四月以降の月分の法による年金である給付（遺族共済年金に限る。）について平成十六年改正法附則第四条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「改正後の地共済法等の規定にかかわらず、当該」とあるのは、「次項の規定により読み替えられた第一条の規定による改正前の法第九十九条の二の規定により算定した金額を基礎として第四条の規定による改正後の法の規定を適用して算定した金額」とする。この場合において、平成十六年改正法第四条の規定による改正後の法第九十九条の二第一項第一号イ中「(二)及び(三)に掲げる金額の合算額」とあるのは「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第三百二十二号）第一条の規定による改正前の法（以下この条において「改正前地共済法」という。）第九十九条の二第一項第一号イ及びロに掲げる金額の合算額の四分の三に相当する金額」と、同号ロ中「次の(二)及び(三)に掲げる金額の合算額」と、同号ロ中「次の(一)及び(三)に掲げる金額の合算額」とあるのは「改正前地共済法第九十九条の二第一項第二号イ及びロに掲げる金額の合算額の四分の三に相当する金額」と、同項第二号ロ中「第八十条第一項」とあるのは「改正前地共済法第八十条第一項」と、同条第三項中「を算定する場合における前二項の規定の適用については、第一項第一号イ(二)中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・〇九六」と、「乗じて得た額の四分の三に相当する金額」とあるのは「乗じて得た額」と、同号ロ(二)中「次の(二)又は(三)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(二)又は(三)に定める金額の四分の三に相当する金額」とあるのは「(二)に定める金額」と、「組合員期間が二十年以上である者」とあるのは「第三項に規定する公務等による遺族共済年金の受給権者」と、「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・〇九六」と、「月数」とあるのは「月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「の算定については、改正前地共済法第九十九条の二第一項第一号ロ又は第二号ロに掲げる金額は、これらの規定にかかわらず、同条第二項第二号に掲げる金額」と、同条第四項中「第一項第一号に定める金額又は第二項第一号イに掲げる第一項第一号ロの規定の例により」とあるのは「前項の規定により」と、「百三万八千円に改定率を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）」とあるのは「改正前地共済法第九十九条の二第三項の規定による遺族共済年金の額」と、「これらの規定による金額」とあるのは「遺族共済年金の額」とする。

（平成二十六年四月以後の月分の旧共済法による年金の額の算定に関する経過措置についての読替え等）

第三条（略）

2（略）

3 平成二十六年四月以後の月分の平成十六年改正法附則第五条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第五条第一項の規定を適用する場合における地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号）第三条の規定による改正前の昭和六十年改正法（以下この項、第五項、第六項及び次条第二項において「平成十二年改正前の昭和六十年改正法」という。）附則第四十八条第一項に規定する公務による障害年金又は同条第二項に規定する公務によらない障害年金について改正前の平成十二年改正政令附則第八条第二号に規定する金額を算定する場合においては、平成十二年改正前の昭和六十年改正法附則第一百一十一条第一項又は第二項中「給料年額（当該障害年金の額が附則第九十五条の規定により改定された場合には、当該改定の措置に準じて政令で定めるところにより当該給料年額を改定した額）」とあるのは、「給料年額に〇・九六一を乗じて得た金額」とする。

4（略）

（年金額等の水準を表す指数の計算方法）

第七条 各年度における平成十六年改正法附則第七条第一項第一号の政令で定めるところにより計算した指数（以下この項において「指数」という。）は、当該年度の前年度における指数に、当該年度において法第四十四条の二第一項又は第三項（法第四十四条の三第一項の規定が適用される受給権者にあつては、同項又は同条第三項）の規定により再評価率（法第四十四条第二項に規定する再評価率をいう。）を改定する際に基準とされる率を乗じて得た数（その数に小数点以下四位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）とする。ただし、平成十六年度における指数は、〇・九九〇（昭和十二年四月一日以前に生まれた受給権者にあつては、〇・九八六）とする。

2 平成二十六年度における平成十六年改正法附則第七条第一項第二号の政令で定めるところにより計算した指数は、平成二十五年度における指数に〇・九九三を乗じて得た数（その数に小数点以下四位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）とする。

3 前項に規定する平成十六年改正法附則第七条第一項第二号の指数を計算する場合には、平成十八年度における指数は、〇・九九九とする。

第七条の二 平成十六年改正法附則第七条の二第一項第一号の政令で定めるところにより計算した指数は、平成二十六年度における前条第一項の規定により得た数に、平成二十七年において法第四十四条の二第一項又は第三項（法第四十四条の三第一項の規定が適用される受給権者にあつては、同項又は同条第三項）の規定により再評価率を改定する際に基準とされる率を乗じて得た数（その数に小数点以下四位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）とする。

2 平成十六年改正法附則第七条の二第一項第二号の政令で定めるところにより計算した指数は、前条第二項の規定により得た数とする。

四 地方公務員等共済組合法による再評価率の改定等に関する政令（平成十七年政令第八十三号）（抄）

（平成二十七年度における従前額改定率の改定等）

第四条 平成二十七年度における地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号。次項において「平成十二年改正法」という。）附則第十一条第一項、第二項、第五項及び第六項の従前額改定率は、昭和十三年四月一日以前に生まれた者については一・〇〇〇とし、同月二日以後に生まれた者については〇・九九八とする。

2 平成十二年改正法附則別表平成十七年度以後の各年度に属する月の項の政令で定める率は、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率とする。

平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九二三
平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九二六
平成十九年四月から平成二十年三月まで	〇・九二四
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	〇・九二四
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	〇・九一四
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	〇・九二七
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	〇・九三四
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	〇・九三七
平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	〇・九三七
平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	〇・九三二
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	〇・九〇九